福井県農業協同組合

(令和7年4月1日現在適用中)

	(令和7年4月1日現在適用中)	
1. 商品名	JA教育ローン(カード型)	
2.ご利用いただけ る方	○当JAの組合員の方。	
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上満 65 歳未満の方。	
	○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方(自営業者の方は前年度	
	税引前所得とします。)。	
	○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。	
	○教育施設(修業年限が6か月以上(外国の教育施設は3か月以上)の次の教	
	育施設とします。) に就学予定または就学中のご子弟のいる方。	
	①大学、大学院(法科大学院など専門職大学院を含む)、短期大学	
	②専修学校、各種学校 (予備校、デザイン学校など)	
	③小学校、中学校、高等学校、高等専門学校	
	④特別支援学校の初等部、中等部、高等部 ⑤その他職業能力開発校などの教育施設	
	○生活の本拠が定まっている方(農業者以外の自営業者の方については、ご本	
	人またはご家族の持ち家であること。)。	
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。	
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。	
3. 資金使途	○ 就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金(借入申込日から2か月以内	
	にお支払済みの資金を含む。)とし、資金使途の確認可能なものとします。	
	(例)	
	①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。	
	②アパートの家賃等	
4. 契約金額	○10 万円以上 700 万円以内、10 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。	
4. 人小亚版	○ご契約日から1年後の応答日の属する月の5日(休日の場合は翌営業日)ま	
	でとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当JAがその信	
5. 契約期間	用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判	
	断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、満	
	65歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。	
	○新規貸越可能期間は、対象の就学子弟の卒業年度末日とします。ただし、新	
	規貸越可能期間中であっても、不適格等により1年毎の契約更新が停止した	
	場合や 65 歳の誕生日以降の契約更新日が到来した場合は貸越停止となりま	
	一 勿日 (03 成のლ王日以降の天州史利日が到木した勿日は貞國行业となりよ す。	
6. 借入利率		
	○ヨJA別たの利率となります。 ○お借入利率には、年 1.00%~年 1.25%の保証料を含みます。	
7. 返済方法	○新規貸越可能期間は、利息のみをご返済いただき、新規貸越可能期間終了後	
	は、元金および利息をご返済いただきます。	
	○約定返済 - 毎月月月(休日の担合は羽営業日)た約字返済日よし、初始会額(供入海底	
	毎月5日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、契約金額(借入極度 額)に広じて返済用時会日盛からの自動引渡したよりで返済いただきます。	
	額)に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。 ■ はかなご返済類は次のよなりです。	
	具体的なご返済額は次のとおりです。	

JA教育ローン (カード型)

	契約金額(借入極度額)	約定返済金額(元金+利息)	
	10 万円以上 140 万円以下	1万円+利息	
	150 万円以上 280 万円以下	2万円+利息	
	290 万円以上 420 万円以下	3万円+利息	
	430 万円以上 570 万円以下	4万円+利息	
	580 万円以上 700 万円以下	5万円+利息	
	○任意返済 毎月の約定返済のほかに、当JA窓口あるいはATMから貸越専用口座へ随 時ご入金(ご返済)いただくことも可能です。ただし、随時ご入金(ご返済) いただきましても毎月のご返済(約定返済)をされたことにはなりませんの		
		座から約定返済額の引落しが行われま	
	す。 		
8. 利息の計算方法	〇毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。		
9. 担保	○不要です。		
10. 保証人	O. 保証人 ○当 J A が指定する保証機関(福井県農業信用基金協会)の保証をご利		
	だきますので、原則として保証人は不要です。		
11. 手数料	○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合が ございます。		
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	JA支店、出張所または金融部融資制お申し出ください。当JAでは規則のし、迅速かつ適切な対応に努め、苦情また、JAバンク相談所(電話:03を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決をます。上記当JA金融部融資課またい。 なお、以下の弁護士会には直接お申しるお、以下の弁護士会には直接お申しる。	3-6837-1359)でも、苦情等 と図りたい場合は、次の機関を利用でき はJAバンク相談所にお申し出くださ し立ていただくことも可能です。 23-5255) 31-2378)	
13. その他	場合もございますので、あらかじめこ ○書面契約の場合、印紙税が別途必要と	AJAが指定する保証機関において所定の結果によっては、ご希望に沿いかねるご了承ください。 となります。なお、電子契約の場合は印の日の電子契約サービス手数料(消費	